

# 地震保険のあり方

——阪神・淡路大震災について——

金子 暁 実

—

二十世紀の最後の大災害ともいべき阪神・淡路大震災が発生して多大の人命、財産が失なわれてたいへんなショックを国民に与えておりまもなく満六年となるが、いまだ記憶に生々しいものがある。戦争を除けばわが国の史上最大の災害であった関東大震災の発生後はむろん、それ以前より地震国であるわが国にはこれに対する保険の必要がさげばれており、同震災において財産を火災保険に付していても地震による火災の損害は免責条項によりカバーされぬことが大きな政治問題化して深刻な議論をまきおこすこととなった。結局は保険金額の一割を見舞金として支払うことになり、政府からの長期の低利の融資により実施された。保険契約の論理としては筋の通らないばかりか、保険会社には大きな負担となり、損害保険事業の発展を大きく阻害して今次大戦後のインフレによってかなりの部分が解消したほどであった。かかる政治的妥協がなされた一方、火災保険に付帯する方式により国庫助成をおおい地震保険の実現をはかるべしという議論もさかんとり、当時の主務官庁である商工省にて調査、研究がなされる一方で刊行物も出された。だが大恐慌、前記の見舞金の負担のためとも実現をはかることはできず、戦時体制に入れば全く無理なこととなった。だが逆に大戦末期に国民の戦意低下を防止するために空襲と地震も担保する火災保険が戦時特殊立法措置により実現

## 地震保険のあり方（金子暁実）

した。しかし皮肉なことに1944年、三河地大震と東南海地震が発生し大幅な赤字を残して終戦により戦時特殊立法は廃止されて消滅した。民間会社の元受け、政府が再保険引き受けの方式であったがむろん国庫は空っぽであり、国債が支給されたようだがインフレにより全く無価値となったのは当然であろう。このようにわが国はじめての地震保険は何の得ることなく消え去ったがもはや戦後ではないといわれるようになった1956年、火災保険の拡張担保特約の条項が作成され、これまでの火災保険になかった地震と他の若干の危険に対象とされることになった。だがこれは石油等の外国資本と関係ある会社の物件を外国保険会社にとられないためになされたものであり、業界としてはきわめて消極的な考えの下になされたのであり、積極的に販売をするつもりは全くなかったときいている。だがその後、1960年代に高度成長期に入るとともに、一種類ずつの拡張担保と異なり数種類の陸上の保険をセットにした各種の総合保険が出現し、これは積極的に売り出された。でも地震は全く異常な巨大危険の上をめったに生じないというまことに扱い難いものゆえに住宅総合、店舗総合保険等に組み入れられなかった。だが東京オリンピック直前の1964年6月、新潟地震の発生により相当の被害が生じた。こんどは日本損害保険協会は新潟、山形、秋田三県に火災保険とは無関係に見舞金を贈呈することとし、保険金の支払には応じずに筋を通した。だがこれをきっかけとして地震保険の創設の声が高まり、二年後の1966年6月よりやっとわが国はじめての地震保険の本格的なはじまりとなった。損害保険各社の共同出資により地震再保険株式会社を設立し、ここから政府に再々保険を付するかたちで実現した。当初は全損のみ担保、保険金額もごくわずかに制約されたものであった。発足後、12年後の宮城沖地震で査定が厳しすぎて不詳を買い、一部損、半損も認められるようになった。その後は内容もかなり改善されてきたが、阪神・淡路大震災によりこの保険は注目をあびて論議の対象とされた。大震災発生年の1995年の日本保険学会においても特にシンポジウ

ムがひらかれた。

だが正直なところ、この巨大危険がまともに保険の対象となり得るか、ということはいかに議論を重ねても実りのあるものとなるであろうか。ひいてはわれわれ研究者ができること、あるいはなすべきはどこまでのものか、私がかねてより疑問をいただいている。このたび勇退される星野良樹教授の退職記念論集に甲南大学より投稿を依頼されたのはまことに光栄であり、これを機会にこの点を明確にのべてみたい。甲南大学は不幸にして震災により多大の損害を受け、理事者、一般の教職員の方々はたいへんな御苦勞をこれからも続けられるであろうが、はたしてこの小文がお役に立つものか否か、私には分りかねるがこれまであまりみかけられなかったであろう考え方を発表させていただく所存である。

## 二

30数年前に発足した地震保険の内容は、前記のように改善が徐々に進んだがこれについては資料も刊行されている。<sup>(1)</sup>そして阪神大震災以前にもそのあり方について論ぜられたことはむろんある。それまでにもときおり地震は発生してはいるが、大規模のものは多くなかったため発足後わずか13年で運用収入とあわせて1450億円もの収入をあげ、支払った保険金額は3億7千万円という結果がみられた。一方において第二次関東大震災に備えて、東京および南関東方面に普及度が高いため、この地方の加入者達の負担でこのような結果を招いている状態にある。この積立金を東京および南関東の防災強化にあてるべきで、いささか保険料収入をためこみすぎている批判がなされたこ

---

(1) 大蔵省保険第2課、日本損害保険協会『地震保険のすべて』保険毎日新聞社(1955)、『家計地震保険制度と地再社—20年のあゆみ—』(1986)『同30年のあゆみ』(1996)、日本地震再保険株式会社15年史(1982)いずれも同社刊行、損害保険料率算定全35年史(1985)、損害保険料率算定全50年史(1999)いずれも同会刊行

地震保険のあり方（金子暁実）

<sup>(2)</sup>  
ともある。

前にのべたように大震災のあった1995年のシンポジウムにおいては、地震保険の内容の改善がなされてきたことが紹介され、地震災害に対する保険の位置づけ、自助努力を支えるもので社会的必要性、公共性の高いもの、内容の新たな改善、普及の努力が唱えられた。<sup>(3)</sup>

あるいはこの保険の普及度の低さをとり上げて、地震の多いアメリカ西部のそれと比較し、なおわが国においては首都圏に加入者が集中し、危険の分散が不十分なるため、また料率が高くて格差の大きいこと、火災保険の地震火災費用の給付を引き上げて免責条項に対する不満をやわらげること（地震保険に加入せずとも普通火災保険、住宅火災、各種総合保険でも、地震のときの臨時の費用は若干、支払われる。）、そしてこの保険の理解を求めマーケティング、コミュニケーションもなすことが提唱された。<sup>(4)</sup>

他に経済学的な視点より地震災害補償制度、業界人より地震保険の料率についての研究報告があった。<sup>(5)</sup>

なお別に住宅金融公庫特約火災保険には水災の危険が担保されているゆえに、これに地震危険を自動付帯して危険を分散させる方法をとること、英米両国のように一枚の保険証券にて災害担保をすなべきとの意見もある。<sup>(6)</sup>

別にこれにかぎらず、以前よりできるかぎり努力をし地震保険の実現をめざし、そしてその後は改善の促進をはかれとの声が多かった。これに比して

---

(2) 鈴木辰紀「地震災害と保険」損害保険研究第41巻第4号（1980）pp.28-29

(3) 越知隆「地震災害と保険」保険学雑誌第551号（1995）

(4) 姉崎義史「地震保険の現況と課題」保険学雑誌第581号（1995）p.45

(5) 須田暁「地震災害補償制度のあり方——地震保険の「新」厚生経済学的考察——」保険学雑誌第551号（1995）

坪川博彰「地震保険料率の現状と課題——地震危険評価の変遷と将来——」保険学雑誌第551号（1995）

(6) 南方哲也「地震と保険—阪神・淡路大震災と地震保険制度の見直し—」長崎県立大学論集第30巻第2号（1986）pp.48-56

岩崎陵氏は全く独自の考え方を表明している。地震なる危険は全く保険にはなじまないものであること、これにむりに可能性を論じて、災害対策として保険はもっともメリットに乏しく、保険を識る者ならばこそその限界もよく識<sup>(7)</sup>っているはずであるというものである。

岩崎氏の意見は人によってはだれもがけん命に悲惨な地震災害に対応する手段として、これを考えているのに水をさすと思われるかも知れないが、当を得ているとみてもおかしくないのではないか。

私は最初にのべたように大学等に居て机の前で研究をしているわれわれにはおのずと能力に限界があるが、政界、財界と関係が希薄で公正中立な見地から意見のいえる者として、問われれば答えるのが良いであろうと思う。しかしときとして自分ではそのつもりでなくとも、単に非現実的すぎるを通りこしてキレイゴトめいた回答に化してしまうおそれもあるかも知れない。この点からみれば岩崎氏ののべるところはまことに正直であろう。後述するように彼の新潟震災の判例を正しいとする考え方には私は反対であるが、前記のことはよくぞ申したというべきであろうと思<sup>(8),(9),(10)</sup>っている。

これを参考にして地震保険そのものとさらにわれわれの果すべき役割についてのべよう。

---

(7) 岩崎陵「地震損害と保険」『現代賠償法講座・8』(1994) pp.54-56, p.69

(8) 保険法の大家であり、外国語にきわめて堪能な人であったが60代に入ってもなく物故されたのは残念であった。元大阪市立大学教授。

(9) 本事件においては1960年改定の火災保険普通約款が使用されていた。地震免責条項は最初の統一的であった1941年制定のものと同様であった。

1960年約款第5条第1項(8)

原因が直接なると間接なるとを問わず、地震または噴火によって生じた火災およびその延焼。

(10) 岩崎前掲p.63 田辺康平「註釈火災保険普通保険約款論」(1976) p.142-143

西島梅治『保険法』(1975) pp.289-292

坂口光男『保険法』(1991) pp.208-209

反対、河野綾雄「火災保険における地震免責約款の解釈」帝京法学 第9巻第1号(1973) p.76

### 三

すでにのべたように地震保険の必要性はわが国が近代国家となるころからさげばれ、関東大震災によってさらにその声は大きくなったが、業界も研究はしていてもとても積極的になれる状態ではなかった。しかし不況、戦争等がなくともこの点は全く同じであったであろう。戦後、ようやくおちつきをとりもどしころから研究は再開されたがその姿勢に全くかわりはなかった。これほど消極的であったにも拘わらず実現にふみ切らざるを得なかったのは全く独特の政治家のおかげであることはよく知られている。剛腕をもって有名であった故田中角栄の存在、地震が彼の選挙区で発生したこと、そのときの現職大蔵大臣であったこと、この三つのうちのひとつがどれか欠けていたら実現しなかったであろうといわれている。業界もこんどばかりは逃げるのでできなかったのである。この全く他に例をみない異常な巨大危険が保険になじまぬものであることはこのことだけでもよく分るのである。だがこれと同じく科学的な保険料の算定の不可能な危険はまだ他にいくらかもある。あるいは特定の地域に集中し、危険度の高いものばかりが好んで集中的に加入したがるいわゆる「逆選択」の多い性格を有するものも同様である。すべての保険のうちでもっとも早く誕生し、原始的な形態のときから数えれば二千年以上の歴史を有する海上保険は科学の発達した今日でも、決して科学的な料率の算出はできないというのが妥当であろう。だが危険であっても人間の生活には大量輸送力のある海運が必要不可欠であり、海上保険も同様であった。必要度を成じる点においては全く比べものにならない。

またわが国は地震のみならず風水害のきわめて多い国である。戦前、第一室戸台風そして1938年の阪神風水害によってこれの保険は実現したが、全く開店休業の状態であった。戦後も先にのべた拡張担保特約に風水災も加えられていたがさして業界も積極的でなかったことは地震と同様であろう。1959

年、伊勢湾台風が阪神大震災と同じく五千人からの人命をうばい、多大の物的損害をもたらした。これによる影響とはいわれていないが、住宅、店舗総合保険において金額を制限してたが風水災の損害がてん補されるようになり、だんだんと内容が改善され、住宅火災、普通火災保険にも導入されるようになった。風水災でも特に水災は風災よりもさらに発生する地域が集中して逆選択が多いばかりか発生時期が特定の季節に集中するが、このように普及し、かなり利用されている。特に1991年の台風19号により火災、新種保険で5225億円、自動車保険で269億円、海上保険で185億円、合計5679億円という巨額の保険金支払をなしている。1999年の台風18号では3147億円といずれも阪神大震災の782億6800万円をはるかに上回るものである。これに加えて雪害、ひょう害もカバーしており、地震と同じく保険になじみ難い危険であるのに全く状況を異にしている。このようになった理由は二つあげられる。

保険というものは元来、その社会的存在意義がきわめて理解され難いものである。他の第三次産業に比べてもその必要度が積極的に感じられず、ある程度は経済的余裕が生じないかぎりには発達し難い。それゆえに歴史的にも経済の発展に常にワントンポまたはツウテンポおくらせてついてゆくことになろう。ただでさえこれなのに数十年に一度あるかなしの地震についてはなおのことであろう。他種保険以上に必要性が感じられず、加えて一回に想像もできぬ巨額の損失が出るだけに加入者は、保険者の支払能力に不安をいだくことも多いであろう。

次にこれは特にわが国についていえるがまことに深刻な問題がある。すなわち危険の分散はわが国の状況からみて国内では限界があり、海外再保を必要とするがこれが全く不可能と思われることである。わが国がまだヨーロッパの先進諸国では一般の人々では知名度が低く、中国の一部か、東京とは北京の一区域かと思われていたかも知れぬことは戦前にはあり得たであろう。だが戦前のイギリスの保険、特に火災保険あるいは保険法に関する書物には

## 地震保険のあり方（金子暁実）

関東大震災の記述がよく見受けられる。もとより有名なロイツ保険取引所には日本の地震に関する資料が完備している。日本からの地震の再保険の注文には強い拒否反応が示されるのは必定であり、無理にたのめばとてつもない高い保険料を要求されることになろう。このことは絶対に不可能といわざるを得ない。当然に国庫助成が必要だが国とて無限に援助ができるわけでない。第二次関東大震災が発生したとすれば国と損保各社は、それまでは数字の上では相当の積立金を有していても地震発生とともにたいへんな目減りをすることも予想されるが、このことはあまり指摘されていない。地震により損害を受けた企業の株、社債は大幅に値下りすることであろう。国有財産にも大損害が生じるほか、国は各種の巨額の出費をせまられるであろう。東京に本店が集中しているので銀行その他の金融機関もたいへんなこととなろう。このために国の経済は大混乱を生じるであろうからこそ海外再保が必要なのだが、それは全く望めないのである。

この二点からみても地震は全く保険になじまぬことは明白である。もとより私は現在ある地震保険は全く無意味というのではない。民間損保各社の技術は世界的にも一流なのであるからこれに元受をやらせて国が超過額再保険を引き受ける方式はベストである。だが国民が加入して安心というようなものは夢というべきであろう。現にいまも一回の地震について国が支払う金額に制限が付せられている。内容の改善、普及の促進などいわれているが、かりにもっと普及すれば大地震がおこったらどうか。このたびは普及度が低かったから幸いともいえるといってよい。自助努力としてこれを保険に付するのが無理なのである。私はどう努力しても地震保険はいささかの足しになるという程度のものにしかかなり得ぬと考える。海外再保がだめである以上、万一のときは国内の金融市場が混乱し、復興のメドもつき難いというときは、外国の経済援助をおおぐほかはないであろう。これは政治家の才腕に期待するほかはない。事前に友好国と災害援助の条約を結ぶ方法もあろう。地震保

險の誕生が剛腕の政治家によるものであれば、大地震のときの措置も同様である。

これは行政の担当者と業界の協力による問題であり、われわれ研究者のおよぶところではない。しからばわれわれのやるべきことは何であろうか。阪神大震災でも実に数多くの判例が見られるがそれらの検討が先ずあげられよう。だがこれらのうち地震と火災の因果関係の認定は全くの事実問題であって、理論的な研究の余地はないから別である。考えるべきは先にのべた1964年の新潟震災においてわが国としてははじめての地震免責条項の解釈に関する判例が出現したが、これが妥当なる先例として生き、そのために同事件の後に改訂された免責条項が被災者の請求の前に立ちはだかるカベのようにマスコミからいわれていることである。私は同事件においても免責条項を保険者の利便のためのものと一方的に決めつけたことに批判的だが、これが尾を引いているがごときマスコミの風潮もひどい偏見と考えている。研究者は常に公正中立であらねばならず、いたずらに被災者に同情するがごとき態度はものごとを正しく見ない結果を招くであろう。マスコミの風潮の是正は至難であろうが、これになびいてしまっただけは研究者の使命を忘れたことになってしまうであろう。かくて私は新潟震災の判例にさかのぼって一度、よく考え直すべきということを申しのべたい。

#### 四

新潟震災の判旨についてはすでに私は著書および論文にて批判的見解をのべているがこの小文の読者のために便宜上、ごくかんたんに要点をのべておこう。

1964年6月16日に発生した新潟震災の際、地震から5時間後、最初の火災とはなれたところに生じた火災が地震によるものか否かが問題とされた。保険者は火源が地震によらずとも相当因果関係あれば免責されるとのべ、地震

による火災でないと主張する被保険者と対立した。「地震によって生じた火災およびその延焼」という免責条項の文言は最終的には「地震」は「火災」にのみかかり、「延焼」にはかからないとされ、地震以外の原因で生じた火災がこれによって延焼しても免責されるものでなく、同条項は地震を源とする火災のみ免責し得るものとされた。実際には自然科学上の調査により問題の火災は地震を源としたものと認められて、保険者は免責されたが、約款の解釈の論争は完敗となった。これは保険者側が約款第1条の火災による損害をてん補するとする条項は火災およびその延焼をふくむのと同じく5条1項（8）のも火災とその延焼を意味すると主張したのがまずく、1条のは原則として火災の原因のいかんを問わぬのを指すが、後者は特定の原因による火災を免責するもので性格を異にすると反論されている。これにより5条1項（8）は地震を源とする火災のみを免責し得るものとしか解し得ず、これによる延焼までもふくみ得ないとされた。すなわち火源が地震による火災にのみ本号は適用されるもので、火災が先行して地震がその後が発生してその作用で拡大しても、拡大部分は免責され得ないと解釈されるという結論となった。これについては多くの学者が賛意を表わしている。他に巨大危険発生の際に被保険者が保険金を請求せんとすれば、これによらざる火災の損害であったことの挙証責任を被保険者に課さんとした案が1935年に採択されなかったことがあり、約款制定の経過という点が同号の解釈を限定すべきことの理由にあげられている。さらに保険約款は二通りの解釈が可能なきときは作成者たる保険者に不利に解されるべきこと、特に免責条項のごとく保険者の利便のために設けられたものは類推、拡大解釈をなすべきでないとしてこのような判決が下され、前述のように多くの学者はこれに賛同した。

だが私は以前よりこの判旨に反対であり、著書、論文にもそのことを表明したが今もこの考えにかわりない。

第一に免責条項を保険者側の利便のために一方的に作成せるものとみるの

は偏見である。巨大危険は民間会社の負担し得るものでなければ、他に経営の合理化、負担の公平のためのものもあり、被保険者に利益が還元されることもある。小損害免責はここまで損害を補を希望する者のみが特約によりカバーされればよく、盗難のごとき港により危険度が違いすぎるものは個々に特約を付するのが負担の公平より合理的である。

第二に約款制定の記述は、約一約款の作成にあたった北沢宥勝氏は最初はイギリスに学び、すべての場合、火災について免責危険によらざることの举证責任を被保険者に課さんとする宗を捉出し、次いでこれを巨大危険のときのみ限定することとし、最後にはこれもひっこめて保険者が免責を主張するならすべての場合に原因が免責危険たることを立証するべきものとなったのである。これは先行せる火災の地震による延焼を免責するや否やとは無関係のことである。

第三にもっとも重要なことは「地震による火災」とはいうまでもなく地震と因果関係ある火災である。さらに既発生の火災が地震によって拡大したら拡大せる部分は地震と因果関係ある火災であるのは当然ではないか。「地震による延焼火災」として特に区別する必要がなぜあるのか。延焼なる字句は巨大危険の発生せるときはその作用により当該保険の目的に生じた火災のみに免責が限定されることをおそれて付せられたものであろう。他の保険の目的にはその巨大危険により火災が生ぜず、延焼により損失を受けたときに適用されるべきものであったはずである。それが前述のように保険者側の拙劣な主張によりまずい結果を生んでいる。この条項は地震が火災にかかり、それからその火災の延焼というように段階的にかかるものであり、じかに延焼にかからぬものと保険の免責を否定されるべきでなかったはずである。これについては外国に事例がなく、外国文献の参照は意味がない。しかもわが国に定着して年月が経過しているが約款の制定の経過は前記のことがいえると思<sup>(11)</sup>う。かくて私は新潟震災のこの判決はあきらかに裁判所のまちがいである

地震保険のあり方（金子暁実）

との信念をいまなお持ち続けている。

だがこの判例が先例として定着したので損保各社は巨大危険に関する免責各項を改定し、火災が先行せるときもこれによる拡大部分を免責し得るようになった。<sup>(12)</sup>だが協同組合の共済はただちにこれに学ばなかったため、このたびは新潟震災の先例により支払うべしとされていることがある。これについてのマスコミの報道の一部を次に紹介する。

### 震災時の延焼

#### 「免責条項あいまい」

#### 神戸地裁 生協共済に支払い命令

阪神大震災当日の火災を巡り、神戸市東灘区魚崎北町の住民16人が、神戸市民生協（理事長、笹山幸俊神戸市長）に火災共済金計約2億2000万円の支払いを求めた訴訟の判決が28日、神戸地裁であった。竹中省吾裁判長は「生

---

(11) 金子暁実『火災保険普通約款論』第12章「地震」, pp.209-229 私は当初、判旨に反対の説を提唱したが、専門誌の文献紹介にて「物足らぬ」と批判されたのでいま一度、入念に自説を発表した。こんどは妥当な評価を得た。金子「火災保険における地震免責条項について」『葛城照三博士古希記念損害保険法等』（1976）、「火災保険における地震免責条項について——再論——」『創立45周年記念損害保険論書』（1979）。北沢氏の紹介せる約款制定の経過をほとんど多くの人々はよく調べずに一方的に結論を出しているは残念であった。

(12) 第5条第2項

当会社は次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した火災が延焼または拡大して生じた損害、および発生の原因のいかんを問わず火災がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害をふくむ。）をてん補する責に任じない。

- (1) 戦争等……
- (2) 地震、噴火……
- (3) 核燃料物質……

1975年にこのように改正された。その後、1981年に各種の火災保険の約款は大幅に改定され、幾度かの改定を経て今日に至っているがこの部分の実質的内容にかわりはない。

協の規約では、地震が原因と判定できない火災の場合は、地震免責条項が適用されない」として、9人に計約9200万円の支払いを命じた。残る7人は、「火災前に地震で家が全壊していた」として、請求を棄却した。判決は、地震免責条項を具体的に規定した損害保険会社の約款と、同生協の規約を比較し、あいまいな部分は被契約者に有利に解釈しており、同種訴訟にも大きな影響を与えそうだ。(3面に解説, 31面に関連記事)

判決によると、火災は地震発生から約8時間後の1995年1月17日午後2時ごろ、魚崎北町の靴工場から出火。約20時間にわたって燃え続け、約100戸(延べ約6500平方メートル)を焼いた。

同生協は、地震免責条項を盾に共済金の支払いを拒否。

## 解説

### 「地震免責条項」の安易な適用にクギ

#### 神戸の火災共済金判決

阪神大震災当日の火災を巡る共済金の請求訴訟で、28日の神戸地裁判決は、損害保険会社の約款と、神戸市民生協の規約を明確に区別した。これまでは、切り札的な使われ方をしていた「地震免責条項」の安易な適用に歯止めをかけた司法判断といえる。

比較的对象となった損保会社の約款は、新潟地震(1964年)に伴う火災保険金請求訴訟で、東京地裁判決が「発生原因が地震でない場合は、免責されない」(70年6月)と判断したことを受け、75年に追加されたものだった。しかし、同生協の現在の規約は、厚生省の模範規約例を基に64年に改定されたまま修正が行われておらず、これが一部原告の勝訴に結び付いた。視点を変えれば、損保会社の約款は、適用範囲を広げた損保会社側により有利なもので、同種訴訟でこの厚い壁が突き崩されるかどうかが目される。

関連記事

震災5年目 遠い生活再建

原告明暗 笑顔なく

火災共済金請求訴訟・一部敗訴

神戸地裁で28日あった火災共済金請求訴訟の判決で、地震免責条項の壁を破って、原告16人のうち9人の訴えが認められた。阪神大震災から5年目で、ようやく見えた生活再建の光。しかし、ともに震災に見舞われた仲間7人は請求を棄却され、記者会見した原告団は「事実上の勝訴だが、不公平感が残る」と笑顔はなかった。

新築の家が建ち並ぶ神戸市東灘区魚崎北町。震災のつめ跡はほとんど見当たらないが、そこに暮らす住民たちの多くは多額の借金を抱えている。

判決で、請求額の多くを認められたふとん店経営、江部穂さん（64）は、震災当時の自治会長。1989年に新築した自宅兼店舗は震災1カ月前にローンの返済を終えたばかりだったが、全焼した。

商売再開を目指し、更地にプレハブを建てたが、40年以上も前から加入していた火災保険、共済金は支払われなかった。江部さんはプレハブ生活を2年以上送った後、97年4月に念願だった自宅を再建した。しかし、県や市の中小企業向け融資の返済（月30万円）が今年7月から始まり、別に娘名義で組んだローンの返済も重なるなど前途は厳しい。

生活再建の難しさを痛感してきた江部さんは「全く主張が認められなかった人もいる。地域住民が手を携えて生活するためにも、みんなが納得できる形で解決したい」と話し、複雑な表情を浮かべた。

一方、請求を棄却された原告男性（61）は「震災で木造2階建て住宅が全壊。一昨年に再建したが、退職金をすべて充てたうえローン返済もあり、生活はなかなか軌道に乗らない。全壊住宅への保障は難しいと思っていたが…」と言葉少なだった。

原告側弁護士は「建物損壊の程度は争点になっていなかったため、十分に検討していなかった。実態に合った減額、棄却か確認していきたい」。新戸建男・原告団長は「一部の原告の請求棄却にはショックを受けている。判決理由をよくみて対応を検討したい」と話した。

## 震災翌日の火事

### 「共済会は616万円支払いを」

#### 神戸地裁判決 損保は「地震免責」該当

阪神大震災の翌日に起きた火災で自宅を焼失した神戸市兵庫区の薬局経営者夫婦が、大成火災海上保険（本社・東京）と大正製薬取引店共済会（事務局・東京）に火災保険金など計2850万円の支払いを求めた訴訟の判決が22日、神戸地裁であった。橋詰均裁判長は「地震が原因ではないが、地震の影響で延焼した」と認定したうえで、「大成火災海上の約款の地震免責条項には該当するが、共済会の規約では地震が原因の火事しか免責されない」として、共済会にのみ616万円の支払いを命じた。

大成火災海上など損保会社の地震免責条項は、新潟地震（1964年）での火災保険金支払い訴訟で東京地裁が70年、「発生原因が地震でない場合は免責されない」との判断を示したため75年に改定。「原因を問わず地震によって延焼、拡大した場合」が付け加えられたことが、結果を分けた格好だ。

判決によると、夫婦の自宅は北側が木造2階建て、南側が鉄骨造り3階建て。95年1月17日の震災で北側は倒壊、南側は無事だった。しかし、翌18日午前9時半過ぎに2軒東隣の食堂付近から出火。夫婦の南側住宅など計16戸が全焼した。

橋詰裁判長は「地震から丸1日以上経過しており、地震が原因とは推定できない」とし、出火原因は不明と判断。①出火は容易に発見される時間帯②近くに消防署や消火栓がある——ことなどから、延焼については「平時なら

地震保険のあり方（金子暁実）

防げた」として、地震の影響を認めた。

また、大成火災海上への請求は地震免責条項を適用し棄却。一方、共済会の規約の免責条項では「火災が天災による場合」としか決めていないため、見舞金1000万円のうち、壊れていなかった南側住宅分の支払いを命じた。

【堀 雅充】

大正製薬広報室の話 判決内容を確認したうえで対応を検討したい。

阪神大震災後自宅が延焼

### 地震免責条項，有効

神戸地裁51人の保険金請求棄却

阪神大震災当日、延焼で自宅を焼失した神戸市東灘区の住民54人（うち4人は提訴後死亡）が、損害保険会社13社に火災保険金計約7億4100万円の支払いを求めた訴訟の判決が25日、神戸地裁であった。水野武裁判長は（地震の影響がなければ、ほとんどの建物が延焼しなかった可能性が高い」として、地震免責条項の適用外とする原告側の主張を退け、51人の請求を棄却。火元に隣接する3人についてのみ請求の一部を認め、4社に計2140万円の支払いを命じた。原告側は控訴の方針。

判決によると、火災は震災から8時間後の1995年1月17日午後2時ごろ、魚崎北町の靴工場で発生。約20時間にわたって延焼し、約100戸（延べ約6500平方メートル）を焼いた。損保13社が保険金の支払いを拒んだため、95年11月に集団提訴した。

損保会社は火災保険の約款で、「地震の影響で延焼した場合は、出火原因に関係なく免責される。」とする地震免責条項を規定。地震の際の延焼火災はほぼ全面的に免責されると解釈できる余地があり、この規定の適用の妥当性が争われた。

原告側は「防火水槽が取水可能だったのに使用しなかった」などとして

「延焼は人災」と主張した。しかし、水野裁判長は「防火体制の不備をもって、人為的な延焼といえない」と退けた。住民側は「契約時、免責条項の説明がなかった」と説明義務違反も主張していたが、判決は「説明を受けていたら地震保険に加入していた可能性が高い、とは認められない」とした。

厳しい判決だ

長尾治助・立命館大教授（民法）の話 地震免責条項の説明の必要性を否定しており、住民にとって厳しい判決だ。免責条項は国民が納得いくようなオープンな形で定められておらず、範囲拡大ばかり先行している。例えば、消費者団体が事業者と直接交渉して新たな形の約款を作る時期に来ているのではないか。

説明不足への憤りが提訴に

損害保険会社のほぼ全社が被告となった阪神大震災を巡る火災保険訴訟で、25日の神戸地裁判決は、住民側に厳しい司法判断となった。消費者保護の流れが進む中、損保各社の同保険の地震免責条項は、地震が原因で出火した場合だけでなく、出火原因が地震でなくても、地震によって延焼した場合も免責対象になるという、幾重にも張り巡らされた構造になっている。過去に被災住民が勝訴したケースは、地震免責条項の文言に「地震による延焼」が明記されていなかったり、出火原因が不明で、さらに延焼しなかった火災が大半だった。

大地震が発生した時、損害が担保能力を超えないように、損保会社が免責条項の文言を長年にわたって整備してきた結果といえる。しかし、損保会社はこれまで、免責条項の内容を顧客に知らせる努力をしてきたのだろうか。住民の多くは、契約時に免責条項の説明をしなかった損保会社への憤りから提訴に踏み切った。

損保会社は、免責条項を免罪符として、契約獲得を最優先にするのではなく、損害保険制度の原点に戻ることが求められている。

## 地震保険のあり方（金子暁実）

このとおり、免責条項を整備した損保各社については「説明不足」、共済についても全員が全額支払われたわけではないので、被災者の不満をあげているのが明らかである。第三次産業の多くは、その提供する商品が貯蔵、移動のできぬ無形のサービスがあり、生産者と消費者とが直接に取引せねばならず、大企業と大家消費者がじかに接触することが多い。このため約款を利用する付合契約とならざるを得ないが、これについてはとても業者側がいちいち説明することは不可能であり、付合契約のメリットは全く失なわれてしまう。もとより顧客が質問をしたときにはなすべき義務があろう。過去に約款についての判例もあり、説明を求めずに契約をしたときは内容を了承したものと推定されることは慣習上も当然のことであり、約款そのもの、これを利用することが慣習法であることに異論はないであろう。現実には約款をかんたんにみることのできるのには国内外の団体旅行ぐらいで、銀行、証券、保険、ホテル等は特に請求せねば契約後となろう。だが交通に至っては事実上は不可能なことが大部分である。現実にはそれでほとんどはすんでいるから問題とならぬだけである。私は説明義務をことさらに言う必要はないと思う。約款が読みずらく分り難いともいわれるなら、かんたんな説明書を用意すべしとのべたらよかろう。特に火災保険の申込にあたって地震保険の要、不要をたずねているのならそれで十分であろう。ことさらに説明不足をあふり、またそれに同調する学者の態度は公正中立さを欠いている。<sup>(14)</sup>

さて震火災の形態については(1)火源が地震によるもの、(2)その延焼、拡大、(3)火災が地震によって延焼、拡大したものに分けられよう。

---

(13) 私の体験にすぎぬが日本の旅行社の案内書は実によくできている。イギリスのは説明不十分で分り難いばかりか、客に負担を要求するもの、たとえば遊覧船の料金など全くかいていない。「契約の論理が無視されている。」といえば他の客もイエスというが、クレームをつけるまでに至らなかった。

(14) 私はある新聞社より電話により問い合わせを受け、いちいち会社側が要求もないのに説明が必要と思わぬと答えた。だが新聞には正反対の回答をした学者のものしかのらなかったことがある。

そこで第三のかたちに屈するものであるが、新潟震災のケースと違って明白に地震の作用によって延焼、拡大のあるときの免責が約款に明示されているため、保険者の免責が認められたケースがある。<sup>(15)</sup>

先に新聞のコピーで紹介せる部分の生協の事件であるが、この場合は新潟震災のときの1960年約款と少し違い、協同組合の規約は「…地震または噴火等による火災…」とあり、その延焼なる字句がなかったため、かえって延焼火災が地震の作用によることが実証できたものは免責されたということである。<sup>(16)</sup> だが免責危険によって担保危険が発生しても、他の保険の目的には免責危険の直接作用ないときは担保危険のみの発生とされるのが、火災、海上保険共通の原則であるからこの組合規約は本当は不十分なものであろう。

## 六

以上のとおり私はわれわれ研究者のなすべきことはあくまで公正中立の見地より判断を下し、その考え方をのべるべきことをくり返してきた。元来、保険の対象となり得ぬ地震のごときものに対してはよくいって巨大危険による災害の援助の若干の足しになるのが地震保険の限界であり、自助努力をはかるべきなどは全く無意味である。なお保険会社にゆとりあるときは支払うべしとの見解もあったがこれは理論と政策の混同であらう。<sup>(17)</sup>

われわれは既存の判例を詳細に研究して被災者に対する同情論にまどわさ

---

(15) 石田治『「地震免責条項」等の適用と解釈(1)——阪神・淡路大震災事件を中心に——』損害保険企画(1998) pp.5-12 大阪地裁 1997年12月16日

(16) 同上 p.50

(17) 安井宏「地震約款の拘束力についての一試論——前述の下級審判例を素材として——」法と政治第49条第4号(1998) p.50

氏のこの新論は国のなすべきことを営利会社にやらせることになり賛同できぬ。また前述のように日本損害保険協会として見舞金を出している以上はその必要はない。だが氏の論文は他の判例の紹介、約款の説明義務についてよく学説を引用、紹介しており感服させられる。

## 地震保険のあり方（金子暁実）

れることなく、正しい考え方をなすべきである。ときには冷淡なこととなるであろうが、契約というものは冷たいものであることはわれわれがもっともよく知っているはずのことである。

マスコミの俗受けをねらったやり方は本問題にかぎったことでなく、特に全国紙の力が強く高級紙と大衆紙の分別がなされていないわが国では、これに対して批判的見解をのべても全く無意味と思われるであろう。だがどのようなことでわれわれの小さい力が大きくなってゆくかは絶対にあり得ぬことは決っていない。有名な思想家、ジョン・スチアート・ミルの少数の正しい意見を多数が封じるのは、少数が力をもって多数の意見を封じるのと同じく悪いことであるという名言を思い出せば、これまでの定着せる考え方の是正は不可能ではない。地道な努力を続けるべきであろう。<sup>(18)</sup>

---

(18) 火災保険においては損害防止費用を保険者が全く負担しないのは不当と戦前からいわれてきた。1981年の約款の根本的改正によってこれは負担されることになったが、一方においてこれを不当でないとする説が出現しており30年ばかりしてより通説と化している。金子前掲書第8章pp.132-147